



申26号 2018年度

夏季手当

妥結!

基準内賃金の

支払日：6月28日
以降準備出来次第

2.91ヶ月

昨年度妥結のエルダー組合員の労働条件改善の実施により
エルダー組合員も2.91ヶ月!

(エルダー組合員の調査期間は、旧制度との整合を図るため、今回のみ12月1日~3月31日)

本部は、今年度のベースアップで初任給の調整対象外となった入社6年目以降の組合員の格差を是正するため「+5万円」を強く求めました。

(組合)5万円を定額で求めたのは、中間層と上位職および年齢が高い人との格差を少しでも是正し、公平感・納得感を持ってもらうためだ。

(会社)世代間の差については初任給を改定してきた。6年目以降社員から不満の声があるという主張は受けるが、若年層に厚くすると、基本給が高い社員には逆の効果となるなど、さまざま全体のバランス等を見て、その都度判断していく。

職場からの多くの激励を受け、本部は最後まで「+5万円」を求めましたが、残念ながら受け入れられませんでした。中間層の賃金改善が今後の課題であるという認識と、努力した組合員が報われる公正・公平な評価を求め、席上妥結しました。

職場からの支援・激励ありがとうございました!
引き続き組合員・家族が笑顔になれる労働条件を目指します!